

都道首都高速 1 号線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と首都高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「都道首都高速 1 号線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 1-1、別紙 1-2、別紙 1-5、別紙 1-7、別紙 1-9 から別紙 1-11、別紙 1-20 から別紙 1-24 を次のとおり改める。

別紙 1-1

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速晴海線(東京都中央区晴海二丁目から東京都江東区豊洲六丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速晴海線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都中央区晴海二丁目から

東京都江東区豊洲六丁目まで

(ロ) 延長

1.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都中央区晴海二丁目から 東京都江東区豊洲六丁目まで	60	1.2	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(木) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都中央区晴海二丁目から 東京都江東区豊洲六丁目まで	2車線 (暫定)	—	

(へ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	2.50 (暫定)	0.75	3.25 (暫定)	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2.00メートル(暫定)

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	中央区晴海二丁目	立体接続	晴海出入口

(4) 工事予算

27,005百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成30年 3月10日 (供用開始)

平成31年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,538 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25,028 百万円)(消費税込み)

別紙 1-2

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速晴海線(東京都江東区豊洲六丁目から東京都江東区有明二丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速晴海線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都江東区豊洲六丁目から

東京都江東区有明二丁目まで

(ロ) 延長

1.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都江東区豊洲六丁目から 東京都江東区有明二丁目まで	60	1.5	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都江東区豊洲六丁目から 東京都江東区有明二丁目まで	2車線 (暫定)	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	2.50 (暫定)	0.75	3.25 (暫定)	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	江東区豊洲六丁目	立体接続	豊洲出入口
都道高速湾岸線	江東区東雲二丁目 江東区有明二丁目	立体接続	東雲ジャンクション

(4) 工事予算

28,430百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成21年 2月11日 (供用開始)

平成31年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,941 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,941 百万円)(消費税込み)

別紙 1-5

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速品川目黒線(東京都品川区八潮三丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速品川目黒線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都品川区八潮三丁目から

東京都目黒区青葉台四丁目まで

(ロ) 延長

9.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都品川区八潮三丁目から 東京都目黒区青葉台四丁目まで	60	9.4	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都品川区八潮三丁目から 東京都目黒区青葉台四丁目まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道高速湾岸線	品川区八潮三丁目	立体接続	大井ジャンクション
都道環状六号線	品川区西五反田五丁目	立体接続	五反田入口
都道環状六号線	品川区西五反田三丁目	立体接続	五反田出口
都道首都高速3号線	目黒区大橋二丁目	立体接続	大橋ジャンクション
都道首都高速目黒板橋線	目黒区青葉台四丁目	平面接続	

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道357号	品川区八潮三丁目	立体接続	中環大井南出口

一般国道357号(3種)の供用開始までの措置とする。

(4) 工事予算

164,246 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

(イ) 工事の着手年月日

① 東京都品川区八潮一丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで(都道首都高速品川目黒線外回りに係る部分)
平成18年 4月 1日

② 東京都品川区八潮三丁目から東京都品川区八潮一丁目まで、及び東京都品川区八潮一丁目から
東京都目黒区青葉台四丁目まで(都道首都高速品川目黒線内回りに係る部分)
平成24年10月 1日

なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

(ロ) 工事の完成年月日 平成27年 3月 7日 (供用開始)

平成30年 3月29日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

179,510 百万円 (消費税込み)	
(うち、助成対象基準額	179,510 百万円)(消費税込み)
(債務引受額	179,454 百万円)(消費税込み)

別紙 1-7

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北線(神奈川県横浜市都筑区川向町から神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市都筑区川向町から

神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで

(ロ) 延長

8.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	60	8.2	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.75	0.75	2.50	
トンネル部分	—	—	1.75 又は 2.50	0.75	2.50 又は 3.25	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北ジャンクション
横浜市道長島大竹線	横浜市港北区新羽町	立体接続	新横浜出入口
神奈川県道大田神奈川線	横浜市鶴見区馬場七丁目 横浜市神奈川区西寺尾一丁目	立体接続	馬場出入口
横浜市道岸谷生麦線	横浜市鶴見区岸谷一丁目 横浜市鶴見区生麦一丁目	立体接続	岸谷生麦出入口
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市鶴見区生麦一丁目 横浜市鶴見区生麦二丁目	立体接続	生麦ジャンクション
横浜市道高速湾岸線	横浜市鶴見区生麦二丁目	平面接続	

(4) 工事予算

408,615 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 4日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成29年 3月18日 (供用開始(馬場出入口除く))

平成32年 3月31日 (供用開始(馬場出入口))

平成34年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

435,534 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 386,874 百万円)(消費税込み)

別紙 1-9

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速5号線(改築)(板橋熊野町JCT間改良)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速5号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都板橋区熊野町から

東京都板橋区大山東町まで

(ロ) 延長

0.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都板橋区熊野町から 東京都板橋区大山東町まで	60	0.5	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都板橋区熊野町から 東京都板橋区大山東町まで	-	-	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

-

(4) 工事予算

27,521百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成30年 3月18日 (供用開始)

平成31年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33,634 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33,491 百万円)(消費税込み)

別紙 1-10

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT(仮称))に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速7号線

(2) 工事の箇所

東京都江戸川区西小松川町

東京都江戸川区東小松川二丁目

東京都江戸川区松島一丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション(仮称)
附属街路第4号線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川入口(中環)(仮称)

(4) 工事予算

39,906百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成32年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46,954 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 43,208 百万円)(消費税込み)

別紙 1-11

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速板橋足立線(改築)(王子南出入口)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速板橋足立線

(2) 工事の箇所

東京都北区王子一丁目
東京都北区堀船一丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続位置	接続の方法	備考
都道王子千住南砂町線	北区王子一丁目	立体接続	王子南出口
都道王子千住南砂町線	北区堀船一丁目	立体接続	王子南入口

(4) 工事予算

33,750百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成27年 3月29日 (供用開始)

平成30年 3月29日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29,549 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27,699 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 28,929 百万円)(消費税込み)

別紙 1-20

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速6号線(改築)(堀切小菅JCT間改良)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 都道首都高速6号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都葛飾区堀切四丁目から

東京都葛飾区小菅三丁目まで

(ロ) 延長 0.6キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都葛飾区堀切四丁目から 東京都葛飾区小菅三丁目まで	60	0.6	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都葛飾区堀切四丁目から 東京都葛飾区小菅三丁目まで	—	—	付加車線事業 (下り線)

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

14,242百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成23年12月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成30年 2月25日 (供用開始)

平成31年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,036 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 18,814 百万円) (消費税込み)

別紙1-21

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北西線(神奈川県横浜市青葉区下谷本町から神奈川県横浜市都筑区川向町まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北西線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市青葉区下谷本町から

神奈川県横浜市都筑区川向町まで

(ロ) 延長

7.1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

(ロ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	60	7.1	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	0.75	3.25	

(チ) 付加車線の幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
高速自動車国道第一東海自動車道 (東名高速道路)	横浜市青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション(仮称)
横浜市道川向線	横浜市都筑区川向町	立体接続	港北出入口(仮称)

一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北ジャンクション
横浜市道高速横浜環状北線	横浜市都筑区川向町	平面接続	

(4) 工事予算

106,447 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日

① 横浜市青葉区下谷本町から横浜市緑区北八朔町まで(横浜青葉ジャンクション(仮称)に係る部分)、
及び横浜市都筑区東方町から横浜市都筑区川向町まで(横浜港北ジャンクション)に係る部分)
平成24年 5月 1日

② 横浜市青葉区下谷本町から横浜市都筑区川向町まで
平成29年10月 1日

なお、②における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

平成32年 7月24日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

120,660 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

99,237 百万円)(消費税込み)

別紙 1-22

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速3号線(改築)(渋谷入口(仮称))に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の箇所

東京都渋谷区渋谷二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道霞ヶ関渋谷線	渋谷区渋谷二丁目	立体接続	渋谷入口(仮称)

(4) 工事予算

6,868百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成26年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成32年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,673 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 5,920 百万円)(消費税込み)

別紙 1-23

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速3号線(改築)(池尻・三軒茶屋出入口付加車線増設)に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都目黒区大橋二丁目から

東京都世田谷区太子堂二丁目まで

(ロ) 延長

0.7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都目黒区大橋二丁目から 東京都世田谷区太子堂二丁目まで	60	0.7	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都目黒区大橋二丁目から 東京都世田谷区太子堂二丁目まで	-	-	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	-	0.75	0.75	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

-

(4) 工事予算

5,939百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成27年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成40年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,509 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 7,213 百万円)(消費税込み)

別紙1-24

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))

(埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から

埼玉県上尾市堤崎まで

(ロ) 延長

8.0キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

(ロ) 道路の区分

第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から 埼玉県上尾市堤崎まで	80	8.0	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.50メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から 埼玉県上尾市堤崎まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25 又は 1.75	0.5	1.75 又は 2.25	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25又は3.00メートル

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市中央区円阿弥一丁目	平面接続	与野ジャンクション(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市中央区円阿弥三丁目	立体接続	与野出入口
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市大宮区三橋五丁目	立体接続	大宮出入口(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市西区宮前町	立体接続	宮前南出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	さいたま市西区内野本郷	立体接続	宮前出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	上尾市堤崎	立体接続	上尾南出入口(仮称)

(4) 工事予算

45,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日

① 埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目まで(与野ジャンクション(仮称)に係る部分)
平成29年 4月20日

② 埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目から埼玉県上尾市堤崎まで
平成36年 4月1日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

平成39年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

53,852 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

51,603 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	6,137
H19	11,612
H20	9,579
H21	9,396
H22	8,110
H23	11,545
H24	16,274
H25	20,174
H26	40,129
H27	23,284
H28	36,948
H29	22,342
H30	87,803
H31	42,111
H32	39,458
H33	29,686
H34	21,664
H35	21,907
H36	22,059
H37	20,844
H38	20,909
H39	21,244
H40	21,353
H41	21,617
H42	21,672
H43	21,741
H44	22,863
H45	23,019
H46	21,983
H47	22,028
H48	22,031
H49	22,969
H50	22,980
H51	23,485
H52	23,485
H53	23,485
H54	23,485
H55	23,486
H56	23,486
H57	23,486
H58	23,486
H59	23,486
H60	23,486
H61	23,486
H62	27,059
H63	27,699
H64	30,683
H65	26,716
H66	26,716
H67	26,716
H68	26,716
H69	28,679
H70	27,699
H71	26,716
H72	26,716
H73	26,716
H74	26,716
H75	26,716
H76	28,679
H77	14,377

(注1) 平成18年度から平成29年度は実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

(注3) 特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)

(消費税込み)

債務引受限度額	7,875
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

首都高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(単位:百万円)

年度	無利子貸付計画額
H18	30,300
H19	29,600
H20	28,416
H21	32,920
H22	33,908
H23	42,214
H24	39,684
H25	34,112
H26	25,282
H27	26,200
H28	35,218
H29	21,718
H30	11,114
H31	16,963
H32	1,518
H33	2,246
H34	1,611
H35	1,938
H36	1,923
H37	2,513
H38	3,520
H39	64
H40	0
H41	0
H42	0
H43	0
H44	0
H45	0
H46	0
H47	0
H48	0
H49	0
H50	0
H51	0
H52	0
H53	0
H54	0
H55	0
H56	0
H57	0
H58	0
H59	0
H60	0
H61	0
H62	0
H63	0
H64	0
H65	0
H66	0
H67	0
H68	0
H69	0
H70	0
H71	0
H72	0
H73	0
H74	0
H75	0
H76	0
H77	0

注) 平成18年度から平成29年度は実績値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

首都高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H18	(202,470)	(43,766)	(158,704)	(8,856)	(149,848)
	204,136	44,126	160,010	8,929	151,081
H19	(203,138)	(43,910)	(159,227)	(8,885)	(150,343)
	203,138	43,910	159,227	8,885	150,343
H20	(207,313)	(44,813)	(162,500)	(9,068)	(153,432)
	192,576	41,627	150,949	8,423	142,526
H21	(188,136)	(40,668)	(147,468)	(8,229)	(139,240)
	188,136	40,668	147,468	8,229	139,240
H22	(195,066)	(33,120)	(161,946)	(7,842)	(154,104)
	189,399	32,158	157,241	7,614	149,627
H23	(197,997)	(33,618)	(164,379)	(7,960)	(156,419)
	197,997	33,618	164,379	7,960	156,419
H24	(201,545)	(34,220)	(167,325)	(8,102)	(159,222)
	201,545	34,220	167,325	8,102	159,222
H25	(203,369)	(34,530)	(168,839)	(8,176)	(160,663)
	203,369	34,530	168,839	8,176	160,663
H26	(205,699)	(34,925)	(170,773)	(8,269)	(162,504)
	203,950	34,629	169,321	8,199	161,122
H27	(198,838)	(33,761)	(165,077)	(7,994)	(157,084)
	198,838	33,761	165,077	7,994	157,084
H28	(191,190)	(32,462)	(158,728)	(7,686)	(151,042)
	203,748	34,594	169,154	8,191	160,963
H29	(202,775)	(34,429)	(168,346)	(8,152)	(160,194)
	202,775	34,429	168,346	8,152	160,194
H30	209,232	35,525	173,706	8,412	165,295
H31	210,532	35,746	174,786	8,464	166,322
H32	212,822	36,135	176,687	8,556	168,131
H33	226,878	38,521	188,356	9,121	179,235
H34	234,031	39,736	194,295	9,408	184,886
H35	240,153	40,775	199,377	9,655	189,723
H36	243,205	41,294	201,911	9,777	192,134
H37	245,348	41,657	203,690	9,863	193,827
H38	268,223	45,541	222,681	10,783	211,898
H39	269,710	45,794	223,916	10,843	213,073
H40	270,583	45,942	224,641	10,878	213,763
H41	272,728	46,306	226,421	10,964	215,457
H42	273,015	46,355	226,660	10,976	215,684
H43	271,774	46,144	225,629	10,926	214,704
H44	268,921	45,660	223,261	10,811	212,450
H45	266,905	45,318	221,587	10,730	210,857
H46	264,623	44,930	219,693	10,638	209,054
H47	263,233	44,694	218,539	10,582	207,956
H48	259,990	44,144	215,846	10,452	205,394
H49	257,518	43,724	213,794	10,353	203,441
H50	255,104	43,314	211,790	10,256	201,534
H51	253,723	43,079	210,643	10,200	200,443
H52	250,338	42,505	207,833	10,064	197,769
H53	248,032	42,113	205,919	9,971	195,947
H54	245,725	41,721	204,003	9,879	194,125
H55	244,383	41,494	202,889	9,825	193,065
H56	241,361	40,981	200,380	9,703	190,677
H57	239,170	40,609	198,561	9,615	188,946
H58	237,120	40,260	196,859	9,533	187,327
H59	235,729	40,024	195,705	9,477	186,228
H60	232,504	39,477	193,027	9,347	183,680
H61	230,229	39,090	191,138	9,256	181,883
H62	227,968	38,707	189,261	9,165	180,097
H63	226,697	38,491	188,206	9,114	179,092
H64	223,235	37,903	185,332	8,974	176,357
H65	220,611	37,457	183,153	8,869	174,284
H66	217,965	37,008	180,957	8,763	172,194
H67	216,158	36,701	179,457	8,690	170,767
H68	212,840	36,138	176,702	8,557	168,145
H69	210,705	35,775	174,929	8,471	166,459
H70	208,701	35,435	173,266	8,390	164,875
H71	207,522	35,235	172,287	8,343	163,944
H72	204,830	34,778	170,052	8,235	161,817
H73	202,908	34,452	168,456	8,157	160,299
H74	200,882	34,108	166,774	8,076	158,698
H75	199,456	33,866	165,590	8,019	157,572
H76	196,802	33,415	163,387	7,912	155,475
H77	82,706	14,043	68,663	3,325	65,338

(注1) 平成18年度から平成29年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

首都高速道路株式会社における計画料金収入

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(263, 101) 267, 398
H 1 9	(268, 946) 268, 576
H 2 0	(276, 377) 258, 876
H 2 1	(271, 335) 253, 132
H 2 2	(261, 242) 255, 900
H 2 3	(264, 036) 263, 261
H 2 4	(266, 780) 268, 517
H 2 5	(268, 770) 267, 165
H 2 6	(275, 435) 270, 932
H 2 7	(274, 146) 275, 977
H 2 8	(275, 706) 291, 021
H 2 9	(291, 089) 291, 741
H 3 0	291, 606
H 3 1	292, 738
H 3 2	295, 910
H 3 3	302, 919
H 3 4	310, 324
H 3 5	315, 864
H 3 6	318, 576
H 3 7	320, 566
H 3 8	342, 658
H 3 9	345, 069
H 4 0	345, 804
H 4 1	347, 459
H 4 2	347, 101
H 4 3	345, 629
H 4 4	342, 267
H 4 5	339, 850
H 4 6	337, 493
H 4 7	336, 054
H 4 8	332, 778
H 4 9	330, 122
H 5 0	327, 466
H 5 1	325, 730
H 5 2	322, 244
H 5 3	319, 678
H 5 4	317, 112
H 5 5	315, 437
H 5 6	312, 069
H 5 7	309, 562
H 5 8	307, 086
H 5 9	305, 473
H 6 0	302, 192
H 6 1	299, 775
H 6 2	297, 388
H 6 3	295, 809
H 6 4	292, 643
H 6 5	290, 286
H 6 6	287, 988
H 6 7	286, 443
H 6 8	283, 392
H 6 9	281, 125
H 7 0	278, 887
H 7 1	277, 407
H 7 2	274, 440
H 7 3	272, 232
H 7 4	270, 054
H 7 5	268, 639
H 7 6	265, 757
H 7 7	132, 180

(注) 平成18年度から平成29年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項及び第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第3号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線
(2) 工事の区間			
(イ) 工事の区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋兜町まで
(ロ) 延長	1.9キロメートル	0.3キロメートル	2.9キロメートル
(3) 工事方法			
(イ) 工事の概要	橋の架け替え及び土工の造り替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。
(ロ) 道路の区分	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)
(ハ) 設計速度			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋兜町まで
設計速度(キロメートル/時)	60キロメートル/時	60キロメートル/時	60キロメートル/時
延長(キロメートル)	1.9キロメートル	0.3キロメートル	2.9キロメートル
摘要			
(ニ) 設計自動車荷重	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)
(ホ) 車線の幅員	3.25メートル	3.25メートル	3.25メートル
(ヘ) 車線の数			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋兜町まで
工事施工	4車線	4車線	4車線
用地買収	—	—	—
摘要			

路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線
(ト)路肩の標準幅員			
橋梁高架部分			
往復分離しない区間(メートル)	左側:1.25	左側:1.25	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
摘要			
トンネル部分			
往復分離しない区間(メートル)	—	—	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	—
摘要			
土工(掘割)部分			
往復分離しない区間(メートル)	—	—	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	—
摘要			
(チ)付加車線の標準幅員	—	—	—
(リ)中央帯の標準幅員	2.00メートル	2.00メートル	—
(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法	—	—	—
(4)工事予算	122,634百万円	26,476百万円	152,951百万円
(5)工事の着手及び完成予定年月日			
(イ)工事の着手(予定)年月日	平成26年12月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
(ロ)工事の完成予定年月日	平成39年3月31日	平成36年3月31日	平成41年3月31日
債務引受限度額(消費税込み)	143,874百万円	31,424百万円	200,050百万円
うち、助成対象基準額	121,999百万円	30,192百万円	192,408百万円
備考	東品川棧橋・鮫洲埋立部	高速大師橋	竹橋・江戸橋JCT付近

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する 特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
銀座・京橋出入口付近		
都道首都高速1号線	東京都中央区築地五丁目	東京都中央区八丁堀三丁目
池尻・三軒茶屋出入口付近		
都道首都高速3号線	東京都目黒区大橋二丁目	東京都世田谷区太子堂二丁目
その他(上記を除く区間)		
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目
都道首都高速2号線分岐線	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目
都道首都高速11号線	港区海岸二丁目	江東区有明二丁目
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目
都道高速横浜羽田空港線	大田区羽田二丁目	大田区羽田旭町
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	川崎市川崎区殿町一丁目
神奈川県道高速湾岸線	横浜市金沢区並木三丁目	川崎市川崎区浮島町
横浜市内道高速1号線	横浜西区高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町
横浜市内道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町
横浜市内道高速湾岸線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区生麦二丁目
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷

(2) 工事内容

工事名		都道首都高速1号線等に関する特定更新等工事		
工事概要		(銀座・京橋出入口付近) 擁壁の造り替えを実施する。	(池尻・三軒茶屋出入口付近) 床版の造り替えを実施する。	(その他(左記を除く区間)) 損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施する。 ・コンクリート構造物の剥落防止対策、炭素繊維補強、鋼板補強等 ・鋼構造物の疲労亀裂補修、当て板補強、塗装の高耐久化等 ・SFRC舗装、床版防水工等 ・支承等の取替え ・その他(維持管理困難箇所への恒久足場の設置等)
	道路の区分	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	—
延長		1.5キロメートル	1.5キロメートル	55.2キロメートル
設計速度		60キロメートル/時	60キロメートル/時	—
設計自動車荷重		245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	—
車線の幅員		3.25メートル	3.25メートル	—
車線数	工事施工	4車線	4車線	—
	用地買収	4車線	—	—
路肩の標準幅員	往復分離しない区間(メートル)	左側:1.25	—	—
	往復分離する区間(メートル)	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00	—
付加車線の標準幅員		—	—	—
中央帯の標準幅員		2.00メートル	—	—
他の道路との接続位置及び接続の方法 (他の道路の路線名、接続位置、接続の方法、備考)		—	—	—
工事予算		58,676百万円	70,156百万円	235,436百万円
工事の着手(予定)年月日			平成26年12月1日	
工事の完成予定年月日			平成41年3月31日	

別紙特3を次のとおり改める。

別紙特3

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する 特定更新等工事に要する費用に係る 債務引受限度額

都道首都高速1号線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H26	0
H27	1,924
H28	12,001
H29	32,074
H30	90,331
H31	26,340
H32	26,424
H33	24,582
H34	15,641
H35	15,639
H36	15,639
H37	0
H38	0
H39	88,668
H40	81,018

(注1) 平成26年度から平成29年度は実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成30年 8月 6日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 渡邊 大樹

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 宮田 年耕